

# まちづくり パートナーによる 「協働事業」 (平成19年度実施事業) を募集します

市では、市民と市が対等なパートナーとして連携・協力する、協働によるまちづくりを進めていくために、平成18年4月より「協働事業推進事業交付金制度」を創設しました。

この制度は、個人市民税の1%に相当する額を積み立てる「まちづくりパートナーズ基金」を財源とし、「まちづくりパートナー」として市に登録した市民公益活動団体などから、市と目的が一致する事業の企画提案を募集し実施していただくものです。

平成18年度は6団体から7事業の提案があり、すべての事業を協働事業として採択し、実施されています。

平成19年度に実施する新規事業提案を募集します。

市の審査を経て採択されれば、審査点数に応じて協働事業に必要な経費(最高100万円)を交付します。提案期限は1月31日(水)までです。皆さんからの提案をお待ちして

います。

- 交付対象事業**
- ・まちづくりパートナーと市との間で目的・目標が一致する事業
  - ・市民公益活動に該当する事業
  - ・市の制度による補助金、助成金その他類する財政的な支援を受けていない事業
  - ・学術的な研究事業でないこと
  - ・参加者が特定の関係人に限られる交流事業その他の親睦会的な事業でないこと

**協働事業採択基準**

- ・市とパートナーとの役割・責任分担の明確性
- ・事業費見積りの適正性
- ・事業の実現性
- ・パートナーの事業実施能力
- ・事業の継続性
- ・他団体、地域との調整課題
- ・事業効果の範囲
- ・市民サービスの向上効果
- ・市の事業コストの削減

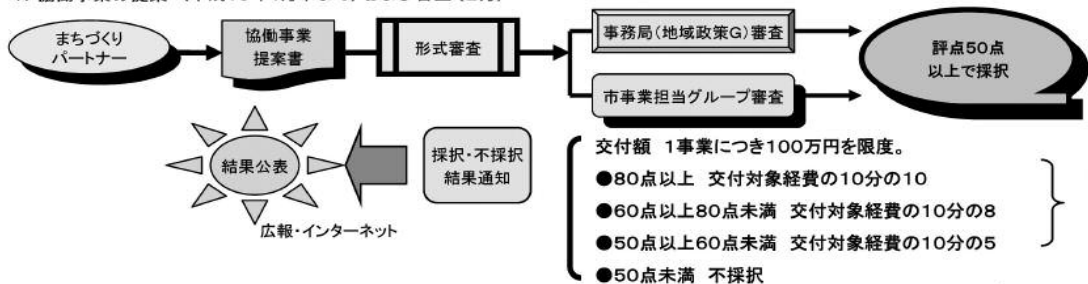
**問合せ先**

市役所地域政策グループ  
☎ 52-1111 (内線351)

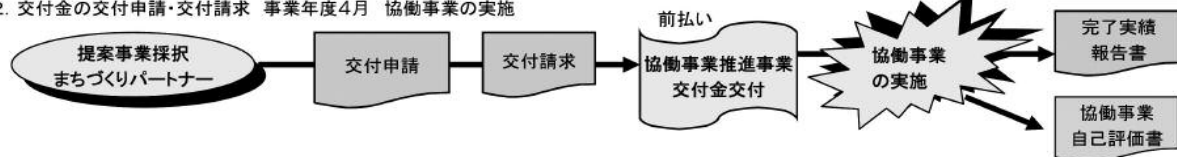


<<高浜市協働事業推進事業交付金制度の流れ>>

1. 協働事業の提案 (平成19年1月末まで) および審査 (2月)



2. 交付金の交付申請・交付請求 事業年度4月 協働事業の実施



3. 協働事業の評価 (実施年度2月) および事業継続決定

